



特定非営利活動法人 ヒューマンライツ・ナウ

Human Rights Now

ベトナム・女性に対する暴力に関する 調査報告書



2012年9月

info@hrn.or.jp

【目次】

第 1 章	はじめに	1
1.1	調査目的	
1.2	調査方法	
1.3	訪問先	
第 2 章	ベトナム基礎情報	2
2.1	歴史、地理、人口、民族、言語	
2.2	ベトナムの統治体制	
2.2.1	社会主義的法治国家と三権「分業」	
2.2.2	民主集中原則と統治システム	
第 3 章	ベトナムにおける DV の被害状況と DV 防止管理法の概要	5
3.1	ベトナムにおける DV の被害状況	
3.2	ベトナムの DV 防止管理法の概要	
3.2.1	DV の定義と適用範囲	
3.2.2	「和解」による解決方法	
3.2.3	被害者の救済方法	
3.2.4	加害者処罰と加害者更生	
第 4 章	ベトナムの DV 対策の特徴	12
4.1	ジェンダー平等政策－DV 防止管理法の制定にいたるまで	
4.2	DV の社会化について－「ハッピー・ファミリー」政策 下における社会悪としての DV	
4.3	DV 防止管理法における女性連合の役割	
4.4	DV 防止管理法における人民委員会の役割	
第 5 章	調査で明らかとなったこと	18
5.1	女性連合女性開発センター	
5.1.1	カウンセリング室、ホットライン等	
5.1.1.1	ホットライン	
5.1.1.2	カウンセリング室	
5.1.2	保育所	
5.1.3	シェルター（Peace House）	
5.2	ジェンダー開発研究センター	
5.2.1	ジェンダー開発研究センターを訪ねて	
5.2.2	タイビン省モデルの考察	
5.2.3	DV 防止管理法への「信頼できる場所」制度の導入	

ー タイビン省モデルを参考として

5.2.4 「信頼できる場所」の効果

5.2.5 DV防止管理法の評価

5.3 ジェンダー・家族・女性・青少年研究応用科学センター

5.3.1 概要と活動

5.3.2 NGOの立場からのDV防止管理法の評価

5.4 ベトナム法律家協会「健康とHIV/AIDSに関する法と政策相談センター」

第6章 評価 30

第7章 勧告 32

7.1 ベトナム政府に対する勧告

7.2 日本政府に対する勧告

第 1 章 はじめに

1.1 調査目的

ベトナムでは、2007年に「DV防止管理法」(Law on Domestic Violence Prevention and Control)が制定され、被害者の支援体制づくりが進められてきた。本調査の目的は、同法の特徴である「防止」や「管理」の位置づけに着目しながら、被害者保護や加害者対応の観点から同法の履行状況を検証することにある。

1.2 調査方法

特定非営利活動法人ヒューマンライツ・ナウ「女性に対する暴力プロジェクト」に所属するメンバー6人が、2011年3月21日から23日までベトナムのハノイで、DVの現状およびDV関連法政策に関する現地調査を実施した。DV防止管理法の制定過程に携わった政府機関や研究者、および被害者支援活動を行っている民間機関を訪問し、制定過程での議論や履行状況、実際の被害者支援活動の内容等について聞き取りを行った。また現地調査に先立ち、調査チームによる研究会を複数回開催し、ベトナム政府が発表している被害状況に関する統計や、DV防止管理法および関連法の条文(英語訳)、ベトナムの社会規範に関する文献等を用いて、ベトナムの基礎情報やDVの誘発につながる社会的要因の特徴等の習得に努めた。

1.3 訪問先

日付	訪問先
3/21	政府関連機関の職員との情報交換(参加機関：司法省、法律扶助機関、警察学校、国連薬物犯罪事務所)
	ベトナム女性連合「女性開発センター」 (カウンセリング室、保育所、シェルター)
3/22	ベトナム法律家協会「健康とHIV/AIDSに関する法と政策相談センター」
3/23	社会科学人文大学ジェンダー開発研究所
	ジェンダー・家族・女性・青少年研究応用科学センター

第 2 章 ベトナム基礎情報

2.1 歴史、地理、人口、民族、言語

ベトナム社会主義人民共和国（以下、「ベトナム」という。）は、中国による統治、フランスによる植民地支配、第二次世界大戦中の日本による占領の歴史を経て、1945年に独立した。その後、南北分断の時代を経験したが、1975年に南北統一がなされ、翌年にベトナム社会主義人民共和国という社会主義体制の国家として誕生した。南北統一後は統制経済を敷いていたが、1986年より「ドイモイ政策（＝農業経営管理システムの刷新）」を開始し、市場経済システムを取り入れている。

ベトナムは面積約 33 万平方キロメートル¹の南北に細長い国であり、亜熱帯から熱帯に位置している。人口約 8600 万人²のうち、約 86% がキン族であり、14% が 53 の少数民族から成る³。多数民族の言語であるベトナム語は、ベトナム憲法上、国語ないしは公用語としての位置づけはなされていないものの、行政において公用語となっている。また、少数民族は独自の言語を持ち、ベトナム憲法第 5 条 2 項により各民族の言語の使用および民族的アイデンティティの保持が保障されている⁴。



地図出典：財団法人自治体国際化協会（シンガポール事務所）

「ASEAN 諸国の地方行政ベトナム社会主義共和国編

http://www.clair.org.sg/j/chihou/jichi/jichi_Vietnam.pdf

（2012年6月23日閲覧）

¹外務省各国・地域情勢 基礎データ「ベトナム社会主義共和国」
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/vietnam/data.html>

（2012年6月23日閲覧）

²同上

³同上

⁴藤田剛正「多民族国家ベトナム、ラオス、カンボジアの言語政策」、河原俊昭編『世界の言語政策』（くろしお出版、2002年）、103頁

2.2 ベトナムの統治体制

2.2.1 社会主義的法治国家と三権「分業」

ベトナムにおける国家統治の基本原理は、ベトナム憲法（以下、「憲法」という。）第2条に示されている。同条1項は「ベトナム社会主義共和国は、法によって支配される、人民の、人民による、人民のための、社会主義国家である」と規定し、社会主義を基盤としつつ、法による国家統治を行う姿勢を明示している⁵。また同条2項では、「国家権力は統一されたものであり、またそれは各国家機関に分業されているが、立法権、行政権、司法権の行使にあたっては、互いに協調する」と規定され、国家権力の統一性と三権の「分業」が確認された。統一された国家権力のもとで、立法・行政・司法の任務を分配するという、三権「分業」の概念は、司法権が行政権の行使を監視・抑制することを含む国家権力の「分立」の概念とは異なると評されている⁶。

憲法第4条1項で「ベトナム共産党は、ベトナムの労働者階級の前衛であり、労働者階級や勤労する人民、および全民族の諸権利と利益の忠実な代表者である」と規定されるとおり、ベトナム共産党による一元的統治という政治構造が採用されてきた。

ドイモイ以降、党と国家の機能分化や、国家機関における三権「分業」の明確化が図られ、経済システムも従来の統制的管理システムから市場原理に基づくものへと移行が進められてきた。また1990年代後半からは、法に基づく統治の促進に向け、投資法、会社法、労働法、民法および各法の施行規則の整備が進められている⁷。

2.2.2 民主集中原則と統治システム

国の統治システムは、憲法第6条2項の民主集中原則に基づき構築されている。同条同項は、「民主集中主義とは、国会や人民評議会、およびその他の国家の諸機関の組織と活動を支配

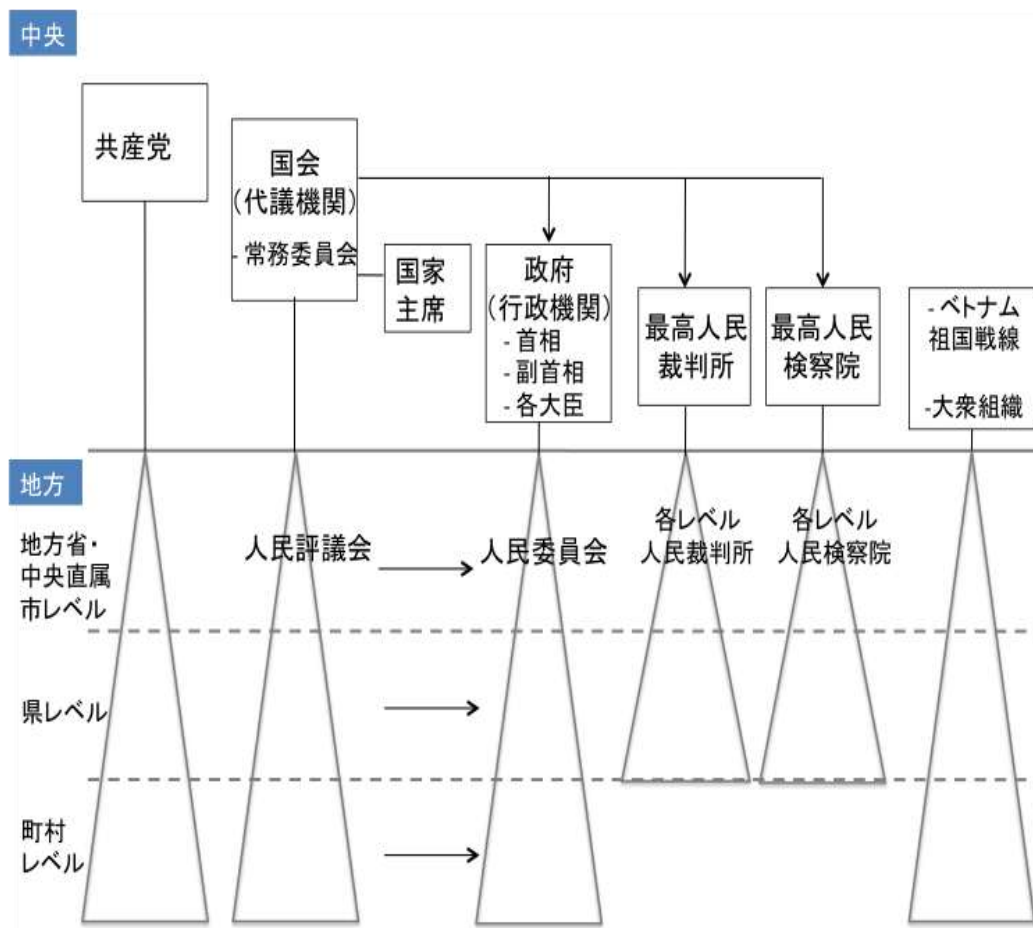
⁵ 「社会主義的法治国家」という表現は2001年の改正で付け加えられたものであり、国家は法によって統治されると同時に、社会主義によっても拘束されることを意味している。鮎京正訓編『アジア法ガイドブック』（名古屋大学出版会、2009年）、174頁

⁶ 白石昌也編『ベトナムの国家機構』（明石書店、2000年）、17頁

⁷ Hill, Clauspeter, “Vietnam: Constitutional Development in a Re-United Country,” pp. 350-352, in Clauspeter Hill and Jorg Menzel eds., *Constitutionalism in Southeast Asia*, vol.2, Konrad-Adenauer-Stiftung, Singapore, 2010, pp.329-354

する原則である」と規定する⁸。統治システムの構造は、「部門」と「級」によって分類される。部門は専門分野ごとの水平的なものであるのに対し、級は中央から地方への統治レベルを示す垂直的な分類である⁹。級は、中央レベル、地方省・中央直属市レベル、県レベル、町村レベルの4つの級に分類することができる。また、党、国家、ベトナム祖国戦線（Vietnam Fatherland Front、以下、「祖国戦線」という。）および大衆組織も、それぞれ中央から各地方レベルにピラミッド型に組織が系統づけられているとされる（図1）。代議機関として中央レベルに国会、各地方レベルに人民評議会が置かれ、その決定事項を執行する行政機関として中央レベルに政府、各地方レベルに人民委員会（地方政権）が置かれている¹⁰。

図1 ベトナムの国家機構図



⁸ 同様に、1996年の共産党条例第9条にも「共産党は民主集中原則に従って組織される」と規定されている。前掲注6、21頁

⁹ 前掲注6、18頁

¹⁰ 同上、20頁

第 3 章 ベトナムにおける DV の被害状況と DV 防止管理法の概要

3.1 ベトナムにおける DV の被害状況

ベトナムでは、性暴力、人身売買、強制売春等さまざまな形態のジェンダーに起因する暴力が日本と同様に起きているが、本項では本報告書の趣旨に照らし、それらの暴力のうち DV に着目し、その状況を概説することにする。

2009 年から 2010 年にかけて、ベトナム総合統計局が質問票による量的調査とインタビュー方式による質的調査法を用いて、全国 DV 調査を実施した¹¹。これまでに結婚したことがある女性 4,838 人（18 歳から 60 歳、回答率 78%）のうち、配偶者から身体的暴力を受けたことがあると回答した女性が、有効回答数の約三分の一の 32% にもおよんだ。また、過去 12 か月のうちに、配偶者から暴力を受けたことがある回答した女性は 6% を占めた。夫婦間暴力を含む性的暴力は 10% の回答者がこれまでに経験あると答えており、そのうち 2% が配偶者以外の他人から受けたものであった。配偶者による心理的・経済的暴力に関しては、身体的および性的暴力に比べると深刻なケースは少ないとの報告がなされているが、25% がこれまでに受けたことがあると答えている。また、34% がこれまでに配偶者から身体的、性的のいずれか、あるいは双方を受けたことがあると答えている。これらのデータからは、国連薬物犯罪事務所 (UNODC) が指摘するように、ベトナムにおける DV の状況が「深刻な問題」¹²であることが読み取れる。

他の調査としては、国連薬物犯罪事務所が 2011 年に発表した「女性 DV 被害者に対する法の施行と法的支援に関する調査」¹³がある。この調査によると、加害者の 95% は夫であり、被害

¹¹ General Statistics Office of Vietnam, “*Keeping Silent is Dying*”: Results from the National Study on Domestic Violence Against Women in Viet Nam, Hanoi, 2010

¹² United Nations Office on Drugs and Crime (UNODC), *UNODC Supports New TV Series Aimed at Preventing Domestic Violence*, Hanoi, 29th October 2009

¹³ UNODC Project VNM/T28, *Research on Law Enforcement Practises (sic) and Legal Support to Female Victims of Domestic Violence in Vietnam: A Working Paper from the Project “Strengthening Capacity of Law Enforcement and Justice Sectors to Prevent and Respond to Domestic Violence in Viet Nam (VNM/T28)”*, Hanoi, 2011

この調査は、ベトナムにおける DV に関する法の履行状況、および法的支援について初めて包括的にまとめたものである。調査は 2009 年 5 月に、次の 3 つの方法により実施された。① DV 被害者に対する質問票に基づくインタビュー調査（対象者

者の 90% は、平手打ち、殴る、蹴る等の身体的暴力を受けたことがあると答えている¹⁴。また、身体的暴力の被害者の 80% は、暴力の結果、打撲傷や挫傷を負ったと答えている¹⁵。さらには、ほぼすべての被害者（98%）が DV の影響により、鬱病、パニック発作、睡眠障害等の精神疾患を抱えていると答えている¹⁶。その他、性的暴力および経済的暴力については、回答者の約三分の一が被害にあったことが報告されている¹⁷。

この調査により明らかになった DV 事例のうち、警察が認知している事例は 43% しかないことも報告されている¹⁸。これは、警察への届出を断念する被害者が多いことを示すものである¹⁹。警察への届出内容としては、身体的暴力が最も多い²⁰。また、届出受理後に警察が行った対応としては、被害者の自宅への訪問が最も多い（83%）こと、および訪問先では、被害者に家族内で問題解決することを促す（34%）、あるいは他の機関に相談することを勧める（15%）といった対応がなされていることも報告されている²¹。被害者の大半は、届出手続における警察官の聞き取り態度は適切であったと答える一方²²、負傷の程度を

900 人、実施場所 9 県【ハノイ市、フートオ省、タイグエン省、ダナン市、ザーライ省、ニントゥアン省、ホーチミン市、アンザン省、カントー市】）、② DV 被害者グループへのインタビュー（10 グループ【グループあたりの参加者は 5 人】）、および③ 法執行官と警官（各 15 人）に対するテーマ別インタビュー調査から構成されている。

¹⁴ 同上、p.27

¹⁵ 同上、p.28

¹⁶ 同上

¹⁷ 性的暴力（性交渉を強要または強要されそうになった）は 36%、経済的暴力は 32%であった。前掲注 11、p.27

¹⁸ 前掲注 31、p.30

¹⁹ DV により負傷した経験があると答えた回答者が 83% であることに鑑みると、警察への届出を躊躇した被害者が多いことがわかる。警察への届出をしなかった主な理由は、自分自身で解決する、または家族のなかで解決したほうがよい（65%）、問題を誰にも知られたくない（30%）、届出するほど深刻な問題ではない（30%）であった。前掲注 11、pp.30-32

²⁰ 性的暴力に関しては、回答者の 36% が経験したことがあると答えているが、警察への届出は 3% と極めて低く、性的暴力被害者の救済の難しさが浮き彫りになった。前掲注 11、p.27 and p.34

²¹ 警察官の適切な対応を阻む要因としては、警察官が加害者の親戚や知人である等の非常に近い関係性が挙げられる。特に小さいコミュニティの場合はこの傾向が高い。前掲注 11、p.11 and p.37

²² 届出手続の際の警察官の態度としては、被害者に対して丁寧に対応した（76%）、被害について安心して話せる時間をとった

調べたり、証拠写真を取ったりする等²³、事件に積極的に介入する姿勢がみられないことに不満を示している²⁴。また、加害者の起訴にまで至ったものは、届出件数の12%に留まっている²⁵。

法律扶助については、回答者の8%しか法律扶助機関に相談しておらず²⁶、被害者にとって法律扶助制度が使いにくいものであることも示されている。和解については、回答者の61%が実施している。和解の実施者は女性連合が最も多く(56%)、次に家族(45%)が続いている²⁷。和解の結果については、和解は成立したが和解後もDVが継続している(55%)、和解には至らずDVも継続している(22%)等、和解がDVの効果的な解決方法になっているとは言い難い現状が明らかにされている。しかし、興味深いことに、暴力が終息しなかったにもかかわらず、回答者の大半(52%)は和解に満足していると答えている²⁸。

警察、法律扶助機関、女性連合に対する質的調査からは、DV担当専門職員の不足により、被害者の期待に必ずしも添えることができない対応をせざるを得ない状況にあることが示されて

(75%)、被害者に共感を示した(72%)ことが挙げられている。
前掲注 11、p.38

²³ 負傷の程度のチェックや証拠写真の撮影については、負傷の程度を調べる(5%)、負傷箇所の写真を取る(2%)。性的暴力の有無を確認する(2%)、保護の必要性について確認する(23%)ことが挙げられている。前掲注 11、p.38

²⁴ 警察の対応について、もっと厳しくすべきであると回答した被害者は54%を占めた。また、警察の対応について満足していないとする回答は40%であった。前掲注 11、pp.40-41

²⁵ 起訴された46件のうち、有罪となったものは8件であった。
前掲注 11、p.39

²⁶ このうちの20%は女性連合からの報告であった。前掲注 31、p.45 and p.48。全国法律扶助機関(National Legal Aid Agency)の職員によると、DV被害者というカテゴリーがそもそも扶助対象者リストのなかには含まれておらず、被害者のなかでは経済的に困窮な状態にある家庭出身者のみが扶助を受ける資格を有することになる問題が指摘されている。前掲注 11、p.11

全国法律扶助機関は司法省の下で設置された機関であり、各省の司法局の管轄下に法律扶助センターが設置されている。

²⁷ DVが発生したコミュニティや村の長が和解にあたったケースは40%近くを占める。前掲注 11、p.51 and p.52

²⁸ 問題が解決しない場合でも、誰かに自分のことを聞いてもらったことに満足しているからではないか、という理由がその一つとして考えられる。前掲注 11、p.11 and p.53

おり、あわせてスキルアップのための DV に関する研修の必要性が指摘されている²⁹。また、医療機関、警察、女性連合等の機関との連携が薄弱であることも問題点として挙げられている³⁰。

本報告書で紹介しているデータは、ベトナムにおける DV 被害の全体を網羅するものではないことにも注意しておく必要がある。日本を含む多くの国々に共通してみられるように、家庭内で起きている暴力の被害を家庭外の他人（それが親しい知人である場合においても）に伝えることを望まない女性たちがいることが国連の報告書等³¹においても指摘されているように、データ上には表れてこない暗数がある。したがって、実際の被害状況はさらに大きいことが推測できる。

ベトナム、特に北部はかつての中国の支配により、社会主義国家としての体制を保ちながらも、特に私的な空間において、儒教の影響が強く残っている³²。儒教思想の下で「家族の価値」が強調され、そのなかで女性は従順かつ家族の調和を保つ、よき母であること、嫁であること、娘であることが求められてきた。女性は男性に比べると劣位にあると考えられてきたため、家庭内での女性の地位は男性のそれに比べると著しく低いものであった。一方、男性は家族の調和を保つために、妻を従え、妻に教える存在としての役割を担ってきた³³。飲酒や「情熱的」な性格が男性性を表すものとされ、DV が容認される社会的風潮が作られてきた。DV の主たる要因はこのような社会の伝統的家父長制に基づく男性と女性との間の主従関係にあり、それらを背景にアルコールや貧困が一つの引き金となって暴力が誘

²⁹ 前掲注 11、pp.11-12

³⁰ 被害者の多くは医療を受けていない（68%）。また、被害者が医療を受けた場合、医療提供者が被害者について他の関連機関に報告した事例は極めて少なかった（7%）。このことから関係機関による連携がなされていないことがわかる。前掲注 11、p.12 and p.58

³¹ たとえば、次の文献が挙げられる。

United Nations Vietnam, *Gender-Based Violence: Issue Paper*, Hanoi, May 2010

³² 岩井美佐紀「ベトナムの家族・親族と近代化に関するレビュー」、加藤譲治・岩井美佐紀・晨晃・花澤聖子・林史樹『アジアの近代化と社会変動プロジェクト：ベトナム・台湾・中国・韓国・日本における家族と近代化に関する基礎研究』（神田外国語大学異文化コミュニケーション研究所、2005年3月）、1頁、前掲注 31、p.22、およびブ・ティ・ミン・チィ「変わるベトナム、変わる女性」、関啓子・木本喜美子編『ジェンダーから世界を読む』（明石書店、1996年）、205頁

³³ 前掲注 31、p.22

発されているのである。多発する DV に対し、ベトナム政府は 2007 年に DV 防止管理法を制定し、2008 年以降は同法の下で DV 防止策が進められている。次項では、DV 防止管理法の概略を紹介することにする。

3.2 ベトナムの DV 防止管理法の概要

3.2.1 DV の定義と適用範囲

DV 防止管理法は第 1 条で DV を「家族のなかの特定の構成員が意図的に、家族の他の構成員に対し、身体的、心理的、経済的損害を引き起こす行為」と定義づけている。その具体的な形態は、同第 2 条で次の 9 項目にわたって詳細に分類されている。

- ① 他人の健康や生命に損害を引き起こす、身体への殴打、虐待、拷問、ないしは他の意図的な行為
- ② 他人の人間としての自尊心や名誉および尊厳を傷つけたり、意図的にそのようにする行為
- ③ 家族の他の構成員を隔離したり、故意に接触を避けたり、ないしは継続的に心理的に圧力をかけることにより、重大な結果を引き起こす行為
- ④ 兄弟姉妹の関係、祖父母と孫との関係や、親と子どもとの関係、夫と妻との関係における法的権利や義務の行使を妨害する行為
- ⑤ 性的行為の強要
- ⑥ 児童婚の強制、婚姻や離婚の強制、自由意思や進行中の婚姻を妨げる行為。
- ⑦ 家族の他の構成員の私有財産や共有財産を盗んだり、取り壊したり、破壊したり、意図的に損害を与えようとする他の行為
- ⑧ 家族の他の構成員に対し、過重労働や稼ぐことができる以上の所得を家庭に入れるよう強いたり、家族の他の構成員の所得を支配し、経済的に依存せざるを得ないようにする行為
- ⑨ 家族の他の構成員が居住地を出ていかざるを得なくなるよう、違法行為を行うこと。

DV 防止管理法第 2 条 2 項の規定により、離婚したカップルや婚姻登録をしていないものの、夫や妻として同居しているカップルにもこれらの行為は DV として適用されることになっている。

3.2.2 「和解」による解決方法

DV防止管理法第2章（第12条から第15条）は、家族の構成員の間で起きた紛争や争いごとの和解について規定している章である。基本的には、家族の構成員のなかで争いが起きた場合、その家族は迅速にその争いを発見するとともに、和解させることに責任を有する（第13条）が、和解できない場合、あるいは家族の構成員からの要請があった場合には、一族の長ないしは地域で信望を得ている者が積極的に和解を行うことになっている（第13条）。また、和解は、公的な組織や機関（第14条）、および草の根の和解チーム（第15条1項）が実施することもできる。

3.2.3 被害者の救済方法

DV防止管理法上、被害者の救済方法には次のものが挙げられる。

- ① DVを止めること（第19条1項a）
- ② DVの被害者に対する応急手当（第19条1項b）
- ③ 民事および刑事上の侵害を扱っている法に依拠して、防止的な手段をとること（第19条1項c）
- ④ 加害者が被害者に近づいたり、電話や第三者を介して被害者と接触することを禁止すること（第19条1項d）。3日以内の接近禁止措置は人民委員会によって決定され、4月以内の接近禁止措置は裁判所によって決定される（第20条、第21条）。
- ⑤ 接近禁止措置を監視すること（第22条）。人民委員会から接近禁止に関する決定を知らされたコミュニティのリーダーが関係する草の根の団体と連携して、監視にあたる。
- ⑥ 保健所（health stations）で医療を受けること（第23条、第27条）
- ⑦ 被害者のためのカウンセリング（第24条）。カウンセリングは、保健所、社会保護センター、DVカウンセリングセンター、DV被害者支援施設、個人ないしは団体（第27条、第28条、第29条、第30条で規定されている組織）によって行われる。
- ⑧ 被害者のニーズに応じた緊急支援（第25条）。緊急支援とは、被害者のケア、被害者に対する助言や一時保護および他の必要不可欠な支援の提供を指している（第26条1項）。また、DV被害者支援施設には、(1)保健所、(2)社会保護および援助センター（Social Protection and Assisting

Centers)³⁴、(3)DV 被害者支援センター、(4)DV 防止管理のためのカウンセリングセンター³⁵、(5)地域の「信頼できる場所 (reliable addresses)」が含まれている (第 26 条 2 項)。

3.2.4 加害者処罰と加害者更生

DV 防止管理法第 42 条 1 項により、DV の加害者は損害の程度に応じて、民事違反としての罰金を科せられるか、懲戒処分を受けるか、あるいは刑事手続に付されることになり、同時に引き起こしたあらゆる損害に対して補償することが求められている。また同条 3 項は、DV 防止管理法の違反者に対して適用されうる、DV の防止と管理に関する民事違反の具体的な内容やその制裁レベル、およびその手続方法について、政府が別途定める旨を規定している。しかし、現状では DV 関連の民事違反に関する特別な規程がないため、2002 年の行政違反行為取扱令 (Ordinance on Handling of Administrative Violations, 2008 年に一部改正) が用いられている³⁶。

刑事罰に関しては、1999 年刑法に規定されている犯罪に基づき処罰されることになり、DV 防止管理法には具体的な規定は存在していない。したがって、同刑法上、規定のない行為に対しては刑罰を加えることができないという問題点も生じている。

加害者更生に関しては、DV 防止管理法第 43 条に規定されている。同条によると、繰り返し DV を行う加害者のうち、コミュニティのなかで警告や公的な叱責を受け、批判された者で、刑事責任を問うまで深刻なものではないが、これらの措置から 6 月以内に DV をはたらいた者に対しては、コミュニオン、町、区のなかで再教育を行うことになっている (同条 1 項)。また、再教育以後に DV をはたらく加害者は、必修の再教育学校に送られることになる (同条 2 項)。コミュニオン、町、区における再教育策、あるいは加害者を対象とする必修の再教育学校についての責任機関、教育の期間、および手続に関しては、民事違反に関する規程 (この場合、行政違反行為取扱令を指す) に応じるものとされている (同条 3 項)。

³⁴ 社会保護センターと社会保護および援助センターは同じ施設を意味している。

³⁵ DV カウンセリングセンターと DV 防止管理のためのカウンセリングセンターは同じ施設を意味している。

³⁶ 「第 12 章ベトナム社会主義共和国」、内閣府男女共同参画局『東アジアにおける配偶者からの暴力の加害者構成に関する調査研究報告書』(2008 年 7 月)、95 頁

第 4 章 ベトナムの DV 対策の特徴

4.1 ジェンダー平等政策 - DV 防止管理法の制定にいたるまで

ベトナムでは 1946 年に制定された憲法によって、初めて両性の平等が法的に謳われることになった。1959 年の改正により、憲法上の女性の権利がさらに拡大した。その後、1980 年、1992 年、および 2001 年の 3 回の改正を経て、現在にいたっている。憲法第 52 条で「すべての市民が法の下で平等である」こと、また、同第 63 条 1 項で「すべての市民は性別にかかわらず、政治的、経済的、文化的、社会的および家族生活のすべての面において、平等の権利を有している」と定められていることから導き出せるように、公的空間および私的空間において、ジェンダー平等が法的に認められている。また、同条 2 項では「女性に対するあらゆる差別や女性の尊厳に対する侵害は厳しく禁止される」ことが謳われているように、性差別の禁止のみならず、女性に対する身体的、心理的、経済的虐待等の DV を含む女性に対する暴力が憲法上においても明確に否定されているといえよう。

2006 年にはジェンダー平等法 (Law on Gender Equality) が制定された (2007 年施行)。同法第 4 条は、「ジェンダー平等が目指すところは、男性と女性の間の実質的な平等がなされるように、ジェンダー差別を根絶し、社会経済開発、および人的資源の開発において平等な機会を与えることにある」と謳っている。また、同法第 6 条 1 項では、「男性と女性は社会と家族生活のすべての分野において平等である」こと、および同条 2 項では「男性と女性はジェンダーという文脈において差別されることがない」ことが規定されている。すなわち、これらの規定により、同法は性差別をなくし、性別にかかわらず平等な機会が与えられることによって、社会におけるジェンダー平等が図られるとの見解を示しているといえよう。これらはまた、前述の憲法第 63 条を補強するものであり、ベトナムにおけるジェンダー平等を促進する役割を担うものでもある。

ジェンダー平等法は第 7 条でジェンダー平等を進める際の国家政策を示しており、同条 3 項では「ジェンダー平等の実施を妨げる非進歩的な慣習や習慣を根絶するために、(政府は)適正な措置を図る」ことが規定されている。また、同法第 18 条は家族におけるジェンダー平等が定められており、特に同条 1 項において、「妻と夫は婚姻や家族に関係する民事関係と他の関係において平等であること」が謳われている。したがって、憲法

のみならず、ジェンダー平等法においても、前章で説明した DV の背景にある伝統的家父長制に基づく男性と女性との間の主従関係が否定されていることが明らかである。また、同法第 41 条では、家族におけるジェンダー平等に関する法令違反を規定している。特に同条 2 項において、「ジェンダーを理由に家族の構成員を不平等に取り扱うこと」がその一つとして挙げられており、これは DV 防止に向けての一つの要となる条項である。

ベトナムでは社会主義国家の建設以降、国家を支える構成員としての国民が性別に関わりなく公的に平等であることが主張され、また社会主義国家の発展のために、すべての国民が平等に国家を支え、貢献することが求められてきた。したがって、建前上、両性の平等が推進されてきた。その一方、〈家族〉が社会主義国家ベトナムを支える細胞核として法的に位置づけられてきたことにより、家族の調和が国家建設に必須であることが示されてきた。次項では、これらの法的根拠を示しながら、ベトナムにおける「ハッピー・ファミリー」(Happy Family) 政策と DV の社会的位置付けについて概説する。

4.2 DV の社会化について－「ハッピー・ファミリー」政策下における社会悪としての DV

憲法第 64 条は「家族は社会の細胞核である」(第 1 項) こと、および「国家は婚姻と家族を保護する」(第 2 項) ことを規定している。1986 年婚姻家族法 (Marriage and Family Law)³⁷ においても、前文で「祖国の建設と防衛に貢献するために、家族は社会の細胞、人間が育つ揺りかご、および人格の形成と教育にとって重要な環境を構成するものである」ことが強調されている。このように、ベトナムでは家族を核とする国家形成が法的に要求され、家族に関する国家政策が提唱されてきた。

具体的には、これらの条項に加えて、1986 年に始まったドイモイ政策および 1994 年の国連の国際家族年にあわせて、家族の価値を強調するための「ハッピー・ファミリー」キャンペーンが政府主導で行われてきた³⁸。そのなかには、女性連合による 1994 年の「繁栄・平等・進歩・幸福な家族」キャンペーン、および 2000 年代に同連合が女性たちに呼びかけた「積極的に学び、創造的に働き、子どもを上手に育て、幸せな家族を築こう」キャンペーンも含まれている³⁹。このようなキャンペーン

³⁷ ベトナムの婚姻法は 1960 年に制定され、1986 年と 2000 年の改正を経て、現在にいたっている。

³⁸ 前掲注 31、p.23

³⁹ 同上

は、両性の平等や女性の進歩を謳いながらも、一方で女性の育児等の伝統的役割分担を再確認するものとなっている⁴⁰。ここにベトナムの社会主義国家としての建前上の両性の平等と伝統的家族観の融合がみられる。1988年に始まった農業分野におけるドイモイ政策のなかでは、それまでの国家所有の土地が家族ごとに分配されたことにより⁴¹、家族の価値や意義が強調されることになった⁴²。

幸福な家族こそが、国家建設に貢献する、と訴えるこれらのキャンペーンをDVの文脈で読み解いていくと、DVは国家の核である家族を破壊する社会悪としてとらえる発想が見えてくる。それを具現化したものが、2007年に制定され、2008年から施行されているDV防止管理法である。同法の名称のなかに、DVの防止のみならず、管理という用語を用いているのは、社会悪であるがゆえに、管理下に置かれるべきものである、という考え方が根底にあるからである。実際に、同第31条において、個人の責務として、DVの防止と管理、ジェンダー平等、およびドラッグ、セックス、他の社会悪の防止と管理に関する法律に従うことが求められており、また、同第32条は、家族の責務として、家族の構成員に対し、DVの防止と管理、婚姻と家族、ジェンダー平等、およびドラッグ、セックス、他の社会悪の防止と管理に関する法律に従うよう教育し、それを促進することを求めている。

DV防止管理法第3条では、DVの防止と管理に関する方針が示されており、同条1項において、DVを防止し、DVと闘うために、ベトナムの善良な伝統的および文化的な慣行に沿って、家族の価値・カウンセリング・和解に関するコミュニケーションや教育に特別な注意を払うことが挙げられている。また、同法第9条1項は、DVの防止や管理に関する情報とコミュニケーションの意味について、「ベトナムの人民や家族の良き伝統とモラルに対する認識を高めるとともに、徐々にDVを根絶するために、DV行為に関連する認識や振る舞いを変革すること」と定義している。DVの要因である伝統的な家父長的家族観を見直すのではなく、むしろベトナムの〈本来〉の「良き」家族の価値を再認識し、そのなかでDVに苦しむ女性がいる場合は、家族を〈復元〉するために保護し、社会全体でDVを抑制・管

⁴⁰ 同上

⁴¹ 土地の分配により、土地の国有制が廃止されたわけではない。農業経営管理システムの変更により、私有制に近いものに変わっただけである。

⁴² 前掲注32、岩井、5頁

理していくとする発想は、ジェンダー差別としてのDV対策ではなく、国家を防衛し、支える一細胞である家族を統制するための政策の一環としてDVをとらえるものである。DVを含むあらゆる暴力や抑圧から女性を解放することを考えると、このような発想はフェミニズムに根差した形で女性運動が発展していくときに、大きな障壁の一つとなるのではないだろうか。

4.3 DV防止管理法における女性連合の役割

女性連合は、憲法第9条およびベトナム祖国戦線法第1条によってその存在が法的に認められている祖国戦線の一構成団体である。憲法第9条およびベトナム祖国戦線法第1条によると、祖国戦線は「政治連合であり、政治団体、社会政治団体、社会団体、および社会階層や階級、エスニックグループ、宗教、海外在住のベトナム人民の個人の代表から構成される任意の連合」として定義されている。

女性連合は表向きには民間団体の形式をとってはいるものの、実際には法的根拠がある政治団体の一つとして、政府との関係が極めて強く、明らかに行政の一部に組み込まれている。ジェンダー平等法第30条では、女性連合の責務が規定されており、同2項では、「女性を支援し、ジェンダー平等の目標の遂行に貢献する活動を行うこと」が求められている。したがって、同連合は、民間団体というよりも、国家体制のなかに位置づけられた責任ある政府系の女性団体として認識すべきものである。

DV防止と被害者保護の文脈における女性連合の責務は、DV防止管理法第34条に定められている。同条によると、同連合は「DVの防止と管理のためのセンターおよび被害者支援のためのセンター」(2項)、および「被害者を支援するための職業訓練、貸付、貯蓄活動」(3項)を計画し、実施することが求められている。実際に同条に沿って、同連合はDV防止と被害者支援のための具体的な活動を展開している。それらについては、我々の現地調査を通して明らかになった点をまとめた第5章で詳細を報告する。

4.4 DV防止管理法における人民委員会の役割

地方における国家行政機関である人民委員会は、DV防止管理法上、最も重要な責務を負っている。第一に、同法第16条4項に基づいて、「ベトナム祖国戦線の委員会やその構成員と同レベルでの連携を図りながら、家族問題に関するカウンセリングの提供に主導的な役割を果たす」ことが求められている。家族問題に関するカウンセリングの対象とは、同条3項で示されて

いるように、① DV 加害者、② DV 行為の被害者、③ アルコールやドラッグの依存者や賭博人、④ 婚約中の男女、を意味する。DV 被害者の緊急支援に関しても、同法第 25 条により、「人民委員会がベトナム祖国戦線の委員会やその構成員、および他の地域の社会団体や DV 被害者支援施設と連携しながら、必要であれば DV 被害者にとって必要不可欠なニーズにそった緊急支援を提供する際に主導的な役割を果たす」こととされている。詳細は次章で報告するが、我々の聞き取り調査のなかでも、女性連合は被害者から電話相談を受けると、DV が起きている各地域の人民委員会に連絡し、加害者監視と被害者支援への協力を要請しているという話を聞かされた。また、同法第 18 条 1 項において、「DV が起きていることを発見した者は、最寄りの警察署、あるいは暴力が起きている現場の人民委員会ないしはコミュニティの指導者に通報する」ことが定められている。一方、同条 2 項によって「DV 行為を発見したり、通報を受けた警察署、コミューンの人民委員会、およびコミュニティの指導者は、迅速にそのケースに対応し、関連機関や関係する個人がそのような対応をとるよう要請する責任を有している」こと、および「通報者の身元を機密にし、また必要があれば DV 行為の通報者を保護する」ことが規定されている。

人民委員会の第二の役割としては、DV 防止管理法第 20 条の下で被害者から接近禁止措置の申請がなされたときに、その決定を行う機能を有している点が挙げられる。この場合の接近禁止措置は 3 日を超えないものとされており、4 月以内の比較的長期の接近禁止措置については、同法第 21 条によって裁判所が決定することになっている。人民委員会は、被害者から接近禁止措置の申請がなされたときには、コミューンの人民委員会の委員長が最長 12 時間以内にその決定を下すこととされており、同命令を出さないことを決めた場合には、その具体的な理由を示した書面を用いて被害者にその旨を通知することも決められている（第 20 条 2 項）。

人民委員会の第三の役割は、コミューンの人民委員会はその地域の個人や組織が被害者のための「信頼できる場所」となることの意味やその即応性を示したときには、それらをリスト化すること、およびそれらの者や組織に対しガイダンスを実施し、DV の防止と管理に関するトレーニングを行い、必要であればこれらの「信頼できる場所」を保護する役割が与えられている点にある（第 30 条）。「信頼できる場所」とは、DV 被害者が避難を要する際に、駆け込み寺としての機能を果たすものである。各地域に存在している。このような機能が導入された経緯に関

しても、次章で詳細を述べる。

第 5 章 調査で明らかとなったこと

5.1 女性連合「女性開発センター」

ベトナムにおける DV 被害者支援体制は、ジェンダー平等法施行後に整備が本格化した。代表的な取り組みとしては、女性連合の女性開発センター（Center for Women and Development、以下、「CWD」という。）がハノイで立ち上げた Peace House Project がある。このプロジェクトの第 1 段階（2007-2008）では、DV 被害者からの相談を受け付けるカウンセリング室の設置、DV 被害者のためのシェルター（Peace House）の開所、Peace House 入所者の子どものためのケアをする場所（保育所）の開所、予防啓発およびネットワーク構築、プロジェクトの運営管理に力がそそがれた。Peace House は、6 か月の準備期間を経て、2007 年 3 月 8 日に正式に開所した。第 2 段階（2009-2010）では、支援体制を強化しモデルの改善を図ること、アウトリーチ活動を通じて相談体制を確立すること、シェルター運営にかかる職員の能力向上の 3 点に重点がおかれ、プロジェクトが進められた。

以下、Peace House Project の 3 つの主要事業である、カウンセリング室、保育所、シェルターについて、その主な取り組みや現状について概説する。



出典：ベトナム女性連合「女性開発センター」発表資料

www.womenshelter.ca/presentations/321/Thuy%20Le.pdf

（2012 年 6 月 23 日閲覧）

5.1.1 カウンセリング室、ホットライン等

カウンセリング室は女性開発センター内に設置されており、2人の専門相談員（心理カウンセラーとセラピスト）が、DVに関する無料ホットラインの対応や、被害者および関係者のカウンセリングを行っている。

5.1.1.1 ホットライン

ホットライン相談は365日24時間開設されており、相談員2人でDVに関する相談を担当している（人身売買に関する相談には、専門相談員1人が配置されている）。カウンセリング室の開室時間は8時から18時であるが、それ以外の時間帯は相談員が専用携帯電話で対応している。その他、女性連合の小委員会でも相談を受け付けており、被害者は中央、省、地区、町、村のどのレベルの委員会に相談してもよい。相談内容により被害者の保護が必要と判断された場合は、女性開発センターのカウンセリング室において面談が行われ、シェルター入所手続等が進められる。被害者保護の依頼は、他の連携相談機関（心理カウンセリング機関や法律相談機関）から入る場合もある。

カウンセリング室の相談員は、DVおよび人身売買の担当を併せて3人しかいないため、この人数で24時間のホットラインを動かすのは非常に厳しい。しかし、他の連携機関も個別にホットラインを開設しているため、夜間に女性開発センターに相談が一局集中するということはない⁴³。また、女性開発センターは、日ごろの被害者支援活動を通して関連機関との連携を強めており、被害の発生場所、時間帯に関わらず、被害者を保護できる体制づくりに努めている。

その他、女性開発センターのホットラインでは、相談の内容に応じて、法律相談を受けている機関や医療機関への照会も行っており、女性開発センターの照会を受けた被害者は、無料で相談や治療を受けることができる場合がある。

5.1.1.2 カウンセリング室

被害者の保護が決まると、相談員は加害者に対して、被害者保護に関する通知を書面および電話で行う。また、被害者の居住地区の人民委員会にも同様に通知し、加害者の監視と被害者支援についての協力を要請する。相談員は、あらかじめ被害者に対し、加害者と人民委員会に保護の事実を連絡することを伝

⁴³ 但し、女性開発センターのホットライン以外は、有料である場合が多い。

える。被害者が通知を拒否した場合でも、通知することにより、社会全体で加害者を監視することができ、その結果、被害者の安全を確保できる効果があると説明し、被害者を説得する。

相談員は加害者とは基本的に電話で連絡を取るが、必要に応じて加害者をカウンセリング室に呼び寄せ、面談をすることもある。加害者は、カウンセリングルームに来ると、逮捕されるのではないかと不安になるため、激昂することはまれである。加害者がカウンセラーに危害を加える危険性がある場合は、女性連合のガードマンを呼び、加害者対応を依頼する。カウンセリング室では、加害者のほか、被害者の家族に対してもカウンセリングや指導を行うことがある。

5.1.2 保育所

女性開発センター内に、シェルターに入所している6歳未満の子を対象にした保育所が設置されており、専門的な教育を受けたスタッフ2人が、子の年齢や性別、被害経験等を考慮して適切な指導やセラピーを行っている。保育所の開所時間は、8時から17時である。6歳以上の子は、昼間はハノイ市内の学校に通学し、放課後に保育所に来て、セラピー等を受けている。閉園時刻になると、シェルターにいる母親が子どもを迎えにくる。毎週金曜日の午後は、保育所のスタッフおよびソーシャルワーカーの同行のもと、シェルター入所中の母と子を公園等に連れ出し、屋外活動を実施している。土曜日の午前は、スタッフがシェルターを訪問し、母親たちのニーズ調査を行っている。その他、カウンセリングルームに相談に来た被害者の子の託児も受け付けている。

この保育所のスタッフは、日常の保育業務と並行して、DV家庭において心理的ダメージを受けた子どもへの接し方等に関する親向けの教科書を作成し、親対象の子どもへの接し方講座も開いている。教科書には、DV家庭出身の子どもたちが書いた絵などを使っている。また、ジェンダー平等や女性や子どもの権利に関する啓発トレーニング等も提供している。

その他、保育所のスタッフを支えるため、ソーシャルワーカーが、保育支援や子どもの教育に関する問題の相談にあたっている。

5.1.3 シェルター (Peace House)

現在2か所のシェルターを運営しているが、DV被害者専用のシェルターは1か所のみであり、もう一つは、人身売買の被害者専用のシェルターとなっている。DV被害者専用のシェ

ルターには、管理人兼警備員 1 人⁴⁴、世話人 1 人⁴⁵、ソーシャルワーカー 4 人の計 6 人が従事している。ソーシャルワーカーは交代制を取っており、毎日 7 時から 21 時の時間帯に必ず 1 人がシェルターに滞在できるようにしている⁴⁶。シェルターの運営は、いくつかの海外の財団⁴⁷からの資金援助により行われている。

シェルターは CWD とは別の場所に設置されており、住所は被害者保護の観点から非公開とされている。収容可能人数は 15 から 20 人で、女性やその子どもが利用できる⁴⁸。シェルターの滞在期間は 4 か月で、その期間が過ぎると出身地に戻る被害者が多い。退所後 18 か月から 24 か月間は、人民委員会が被害者支援を行う。町村レベルの人民委員会のなかには、DV の専門家が不在のところもあり、その場合は人民委員会の副委員長が各部局に協力を要請しながら、被害者支援を行っている⁴⁹。加害者対応に関しては、人民委員会内の警察等が担当している。なかには、短期間の入退所を繰り返す者もいる。2007 年の開所以来、入居者数は増加傾向にあり、2010 年末までの利用者の

⁴⁴ ホーさん（男性）：シェルター管理者・ガードマンを務めている。加害者がやってきて、けんかになった場合には警察に連絡する（加害者が来るときはそれほどない）。被害者が裁判所や家に荷物を取りに行くときに同行する。裁判所にも付き添う。

⁴⁵ デインさん（女性）：食事の管理・責任者を務めている。掃除や受け入れた家族の身の回りの管理を行っており、食事は被害女性と一緒に作っている。病気の子どもには特別食を作っている。地方から保護された被害者のうち、シェルター内に設置されている機械類等の使い方を知らない人もいるため、これらの人々に使い方を教えている。

⁴⁶ ホイさん（女性）：事務室のスタッフの一人で、被害者の能力を発見する業務を担当している。被害者に人権、DV 防止管理法、女性の権利等についても教えている。被害者が教育、弁護士、医療等を必要とすれば、それらにアクセスできるように動く。弁護士とともに被害に関する情報収集を行う。被害者が居住している地区の人民委員会に連絡をとり、人民委員会から加害者に教育してもらうよう折衝することもある。但し、直接加害者と会うことはない。

⁴⁷ Medical Committee Netherlands Vietnam (MCNV), Swiss Development Cooperation Agency (SDC), Ford Foundation, Spanish Agency for International Development Cooperation (AECID) and German Development Service (GED)

⁴⁸ 子どもを含めて、最大 40 人を受け入れたことがある。一家族の受入れ制限数は、大人 1 人と子ども 3 人である。

⁴⁹ その際の部局間のコーディネーターは、人民委員会内の文化担当者（DV 担当部局・女性連盟担当）が動くが、この担当者は通常、被害者の最初の相談先でもある。しかし、DV 防止管理法自体が新しい法律であるため、コーディネーター自身が法律の内容を完全に理解して動いているわけではない。

合計は 223 人であった⁵⁰。DV 被害者専用のシェルターは 1 か所のみのため、全国から被害者が集まってきている⁵¹。

シェルターは 4 階建てで、1 階には共同室（テレビ、食事、編み物等の作業）、2 階にはスタッフの事務室、居室（1 室）⁵²、3 階には居室（2 部屋）、4 階にはセラピールーム⁵³（2 部屋。親用と子ども用）がある。階段の壁には、保護された被害女性たちが作成したペーパーワークが貼ってある。シェルター入所者には、一時保護のほか、心理カウンセリング、医療サービス、法律支援、教育および職業訓練、手芸教室、レクリエーション⁵⁴等が提供されている。

シェルターに保護された被害者は、まず表紙に”So Tay Chao Don”（ようこそ）と記されたシェルターの使用規則等が書かれている冊子を受け取る。その冊子には、使用規則のほか、簡単なアンケートも掲載されている。また、被害者の希望およびシェルター入居中の心の軌跡を書き留めることができるような工夫も凝らされている。シェルターの共同室には、子どもの保護に関するハンドブック等の被害者のニーズに配慮した図書が配架されており、被害者は自由にそれらを閲覧できる。

被害者がシェルターに到着したときには、ソーシャルワーカーがまず治療の必要性の有無について判断し、医療サポートが必要であると判断した場合には、連携している病院や医療センターに被害者を連れていく。シェルターと連携している医療機関は、DV 被害者に対して理解をもって接し、個人情報につい

⁵⁰ 年別のシェルター入所者は、2007 年 21 人、2008 年 75 人、2009 年 60 人、2010 年 67 人であった。

⁵¹ 2007 年から 2010 年までの被害者の出身地域を多い順に見ていくと、ハノイ市（317 人）、バクニン省（18 人）、タイビン省（17 人）、ハイフォン市（13 人）、ゲアン省とホーチミン市（12 人）、クアンニン省（8 人）、バクザン省とフートオ省（7 人）、フンイエン省とハティン省（6 人）、タイグエン省とヴィンフック省とラムドン省（5 人）、ランソン省とダクラク省とドンナイ省（3 人）、ライチャウ省とラオカイ省とナムディン省とダナン市（2 人）、ハザン省とハナム省とトュエンクアン省とクアンビン省とフエ市とソクチャン省（1 人）。Center for Women and Development the Peace House Project, *4 Year of Supporting Victims of Domestic Violence: Report and Lessons Learnt 2007-2010*, Hanoi, 2011, p33.

⁵² 居室は家族ごとの個室とはなっていない。共同部屋である。

⁵³ セラピールームは、フィンランド人のジェニー・ビットラさんが家族からの資金提供を受けて作ったものであることから、「ジェニーの部屋」と呼ばれている。ジェニーさんは、2009 年に風邪をこじらせて病死した。

⁵⁴ 子どもたちの健康や精神の安定を促進するために、週末には剣道やヨガ教室が開講されている。

ても細心の注意を払って取り扱うこととされている。そのほか、シェルター入所中は、リプロダクティブ・ヘルスや、HIV、メンタルヘルス等に関する情報が被害者に提供され、問題が生じた場合にどのように対応すべきかを学ぶことができる。

入所者は、シェルター内で法律相談を受けることができる。法律支援は、法律扶助センターや他の有志の弁護士の協力を得て提供されている。必要に応じて有志の弁護士が法廷への付添も行っている。シェルターの開設から2010年12月31日までに、法律支援を受けた入所者は102人であった⁵⁵。

退所後の生活の安定を図るため、入所者に対して職業訓練⁵⁶も行われている。入所者に、就労先として学校、病院、民間企業等を紹介している。これまでに30人の入所者に対して職業訓練および就労支援が行われた。また、シェルター内には、被害者が共同で編み物や手芸品を作成する自助グループがある。このような共同作業を通して、被害者が互いの経験を話し、精神的に支えあう関係性が作られている。共同作業で作られた手芸品の販売もなされている。

シェルター内のセラピールームでは、グループカウンセリングも実施されており、退所後に精神状態を上手くコントロールできるようにするためのワークが実施されている。退所者のなかには、離婚しないで夫の家に戻り同居を再開するケースもある。また、離婚はしないものの、実家に戻り夫と別居生活を送るケースもある。

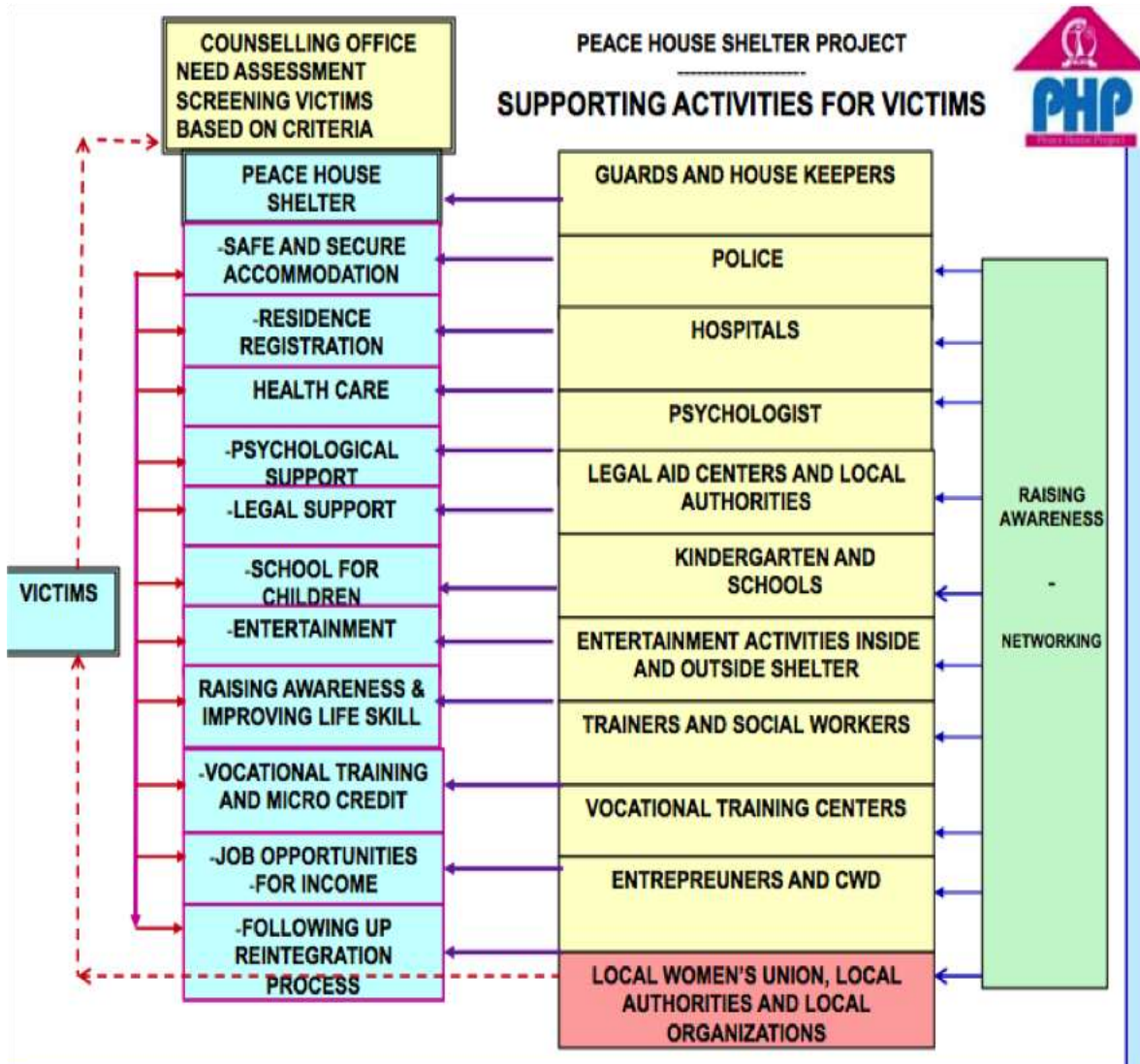
シェルターのソーシャルワーカーは、退所後の被害者の生活を考慮し、地域の行政機関と連携しながら、地域に根差した持続可能な再統合計画を立てている。被害者の起業を助けるために、支援策の一環として、業務用マシンや、植物、家畜、自転車、お香の材料等も提供している。また、シェルターの相談員や心理カウンセラーと協力して、被害者のニーズや問題を把握するための計画を書き、その計画にそって再統合支援が進められる。2007年から2010年までの4年間で、174人に再統合支援が提供された。これらの支援を受け、職を見つけ経済的に自立した退所者も生まれている。また、これらの期間の退所者のうち、34.98%が夫のもとに戻っており、また23.77%が別居ないしは離婚をしている⁵⁷。夫が収監中であるため単身生活を送っている者が5人いる。それ以外の退所者は自分の両親のもと

⁵⁵ 前掲注 51、p.15

⁵⁶ 職業訓練は、CWDがHager InternationalおよびHoa Sua Training Schoolの協力を得て実施している。前掲注 51、p.24

⁵⁷ 前掲注 51、p.20

で生活を送っている。



出典：ベトナム女性連合「女性開発センター」発表資料
www.womenshelter.ca/presentations/321/Thuy%20Le.pdf
(2012年6月23日閲覧)

5.2 ジェンダー開発研究センター

5.2.1 ジェンダー開発研究センターを訪ねて

ベトナム独自の DV 被害者支援制度として、各コミュニティに「信頼できる場所」が設立されている。これは、被害者が加害者から逃げるときの駆け込み寺の役割を果たしている。社会科学人文大学ジェンダー開発研究センター (University of Social Sciences and Humanities, Research Center for Gender and Development) のレ・ティ・クイ教授から、このベトナム型被害者支援モデルが誕生した経緯についてお話を伺った。

5.2.2 タイビン省モデルの考案

ベトナム社会主義共和国の法律は女性に対する配慮があるという意見があるなかで、自分はそうではないと感じていたため、1989 年からベトナム社会でセンシティブな問題として考えられていた DV に関する研究を人身売買や売春の問題とあわせて開始した。DV に関しては最初に被害者支援モデルとして、たとえば、現在、女性連合が運営しているようなシェルター (Peace House) に着目し、ベトナム社会にとって、シェルターの開設とその運営が適切なものであるかどうかを検討した。その結果、シェルターを開設して、運営していくことは難しいと判断した。シェルターの運営にはコストがかかりすぎる上に、都市部から離れた地方に住んでいる女性たちは DV の被害を受けても、実際のところ、都市部のシェルターへのアクセスは困難であると考えたからである。また、DV はコミュニティ内の問題でもあることから、コミュニティの力を借りて解決すべきものであると感じた。そこを出発点にして、地方に住む被害者のための支援モデルを研究するようになった。

まずは、被害者支援モデル案として、以下の 4 つの点を省レベルで実施できるかどうか考慮してみた。

- ① 意識の向上
- ② ホットライン
- ③ 緊急対応チーム
- ④ 被害者支援プログラム

検討当初は、地方在住の被害者をまずはクリニックに連れて行き保護する案を考えたが、ジェンダー開発研究センターがプロジェクトをしていたタイビン省の住民は、被害者のための NGO によるシェルター (被害者にとって「信頼できる場所」) を作る方が先だという新しい案を有していた。ジェンダー開発研究センターはその案を受け入れ、タイビン省のなかの個人宅で被害者を保護する案を実施するためのプロジェクトを始めた。

また、プロジェクトチームが、DVに関する意識向上のためのハンドブックやパンフレットをベトナム語で作成し、住民に配布した。ハンドブックやパンフレットのなかには、DVへの理解を促すための絵を入れる等の工夫も凝らした。メディアを利用して、暴力防止に向けての宣伝活動も行った。現在では政府も協力してくれるようになり、一緒に活動をしている。

緊急対応チームは、DVが起きているという情報を耳にするとその現場に駆けつけ、暴力の原因を調査し、両当事者間に和解を促す活動を行うために結成されるものである。和解できない場合には、当事者を地域の人民委員会や女性連合の担当者のところまで連れて行き、解決を図る。

タイビン省ではこれらの施策を盛り込んだ支援モデルを導入・施行した結果、DVに関する意識が男女ともに向上した。現在では、元加害者がDV撲滅のためのボランティア活動をしているという例もある。また、個人宅で被害者を保護する方法が導入された結果、タイビン省では被害者が重傷を負うことがなくなった。

5.2.3 DV防止管理法への「信頼できる場所」制度の導入－タイビン省モデルを参考として

タイビン省のモデルは、トゥアティエン＝フエ省、グアン省、フートオ省、ハザン省など、ベトナムの他の省でも紹介された。また、自分が執筆した本のなかでもタイビン省の被害者支援のための施策を紹介した。さらにはジェンダー開発研究センターの活動を通して各地に伝わっていった。

DV防止管理法の起草の際には、自分も弁護士とともに参加し、タイビン省で生まれた個人宅で被害者を保護する方法を支援モデルとして紹介した。その結果、同法のなかにも、個人宅で被害者を保護する方法が「信頼できる場所」制度として導入された。

5.2.4 「信頼できる場所」の効果

「信頼できる場所」では、その村の住民のみならず、他の村から逃げてきた被害者も保護している。各地域の人民委員会が「信頼できる場所」のリストを住民に公開している。通常、ベトナムでは軽傷の場合、居住している家から被害者が避難することはないが、重傷を負わされると、被害者が自ら「信頼できる場所」に駆け込み、保護を求める傾向がある。加害者は、「信頼できる場所」に押し掛け、暴力をふるうと警察に逮捕されてしまうと考えているため、通常は加害者が「信頼できる場所」

を訪ねてくることはない。したがって、「信頼できる場所」の存在は、被害者保護に効果があると考えられる。

5.2.5 DV防止管理法の評価

DV防止管理法案の起草の際に、加害者から公的地位を取り上げるといった意見を出したが、その案は法案のなかに取り入れられなかった。法案の審議の際に、DV防止管理法は必要ない、和解を図る方が善作だと主張した国会議員もいた。しかし、被害者と加害者が何度も「和解」を繰り返すという方法は被害者にとっていいことではない。現在のDV防止管理法は、加害者処罰の観点が強すぎる。同法全体のことは施行からまだ時間がそれほど経っていないこともあり、現時点では断定的には評価できないが、全体として甘いと感じている。

5.3 ジェンダー・家族・女性・青少年研究応用科学センター

5.3.1 概要と活動

ジェンダー・家族・女性・青少年研究応用科学センター (Center for Studies and Applied Sciences in Gender-Family-Women and Adolescents、以下「CSAGA」という。)は、2001年にハノイに設立された、ジェンダー差別や暴力に晒される女性および子どもの権利を促進する活動を行っているNGOである。主な活動領域はジェンダー平等、DV防止、子どもに対する身体的・心理的懲罰の防止等である。これらの問題にカウンセリング、トレーニング、メディアへの働きかけ、予防プロジェクト等を通して取り組んでいる⁵⁸。CSAGAの代表者であるグウェン・ヴァン・アイン氏は男女平等国家戦略およびDVに関する国家戦略の立案に顧問の1人として携わっている。また、他のNGOと連携して、DV被害者の支援に取り組んでいるNGOによる「ベトナムDV防止ネットワーク」(Domestic Violence Prevention Network in Vietnam、以下、「DOVIPNET」という。)を2007年に立ち上げた。DOVIPNETは、DV防止管理法の起草の際にも独自の調査に基づいて意見を提出した。

CSAGAの活動で特徴的なものとしては、加害者教育が挙げられる。CSAGAは現在、加害者への教育プログラムを開発中であるが、そこではまず加害者にDVが法律違反であると認識させ

⁵⁸ CSAGAの団体説明については、インタビュー結果と併せてホームページも参照した。CSAGAのホームページ：

<http://www.csaga.org.vn/Desktop.aspx/HomeEn/>

(2012年6月23日閲覧)。

ることが必要であると認識している。加害者の教育に関する法律上の条項の存在と、法令違反に対する処罰について教えるとともに、暴力に訴えないよう怒りの感情を抑制すべきこと、および男女平等の概念に関する教育も行われる。また、若い男性を対象に DV 加害者になることを予防するための教育を提供するプロジェクトも行っている。たとえば、高校の教室で男子生徒の小グループを作り、男女平等や DV について教えてから、肯定的な男性像、暴力に訴えやすい性格とそうではない性格について話し合わせるようなプログラムを取り入れている。そのなかで、「男性は強くあるべきで、暴力に訴えても良い」というような固定観念からの転換をはかる。このような予防教育は大学生に対しても行われている。

5.3.2 NGO の立場からの DV 防止管理法の評価

CSAGA 代表者のグウェン・ヴァン・アイン氏による DV 防止管理法の評価は以下の通りである。

まず、その立法過程では、各級の部署や指導者の意見だけでなく、NGO 等から国民の意見が取り入れられた。CSAGA のメンバーも DOVIPNET として、DV 被害者および加害者の意見を収集し、インプットを行うことが可能であった。国会議員のなかには、起草過程においても、また制定後においても、ベトナムの家族の伝統的文化を重視する立場や、接近禁止措置の効果に対する懸念から反発する者もあったが⁵⁹、DV 防止管理法の目的は家族内の和解にあり、夫婦間を分断することにあるわけではないことを理解してもらえるように働きかけたため、結果的に制定にいたった⁶⁰。そのため、法自体については一定の評価を与えることが出来る。

しかし、現状として、法自体は良くてもその履行においては課題がある。たとえば、加害者は被害者を殺害した場合および被害者に重大な被害を与えた場合に、刑務所に収監されることになるが、それ以上の加害者対策はあまり行われていない。

そのため、政府、法の執行に携わる者、およびコミュニティの指導者が DV 防止管理法に沿った措置・対策をもっと積極的

⁵⁹ 退去命令に反発する国会議員からは、もし DV を行って加害者が追い出されたら食事は誰が作るのか、家族が壊れる、性欲が出たら買春してしまうため、売春率が高くなる等の意見が出された。

⁶⁰ CSAGA のメンバーも、ベトナム人の基本的な考え方として、暴力があっても離婚はしない方が良い、と考えているとのことであった。

に行っていかなければならない。

5.4 ベトナム法律家協会「健康と HIV/AIDS に関する法と政策相談センター」⁶¹

ベトナム法律家協会の「健康と HIV/AIDS に関する法と政策相談センター」(Vietnam Lawyers Association, Center for Consulting on Legal and Policy on Health and HIV/AIDS、以下、「CCLPHH」という。)は、DV の被害者に対する法的支援を行っている団体の一つである。この団体は、従来から主にアルコール依存や HIV に関する問題を扱ってきたが、相談活動を進める過程で、DV 被害が発見されることが多くなってきたため、近年では DV 被害者の支援にも力をいれている⁶²。

HIV に関連した事例としては、HIV 感染者である夫が、妻に対して暴力をふるったり、虐待の一形態として避妊せずに性行為を強要することにより、妻を HIV 感染の危険にさらしている事例も多くみられる。また、夫が AIDS により死亡した場合は、夫の家族から追放される事例もある。ベトナムでは、HIV 感染者に対する偏見が根強くあり、その家族に対する差別も強い。そのような状況を受け、家族のなかで最も地位の低い妻が、暴力の標的になる事例が近年増加している、

また、アルコール依存症の者や薬物使用者が飲酒後または薬物使用後に妻を殴ったり、性行為を強要したりという身体的暴力や性的暴力をふるう問題に加え、アルコールや薬物購入費用を捻出するために、妻の財産を妻の同意なしに処分するといった経済的暴力も多く発生している。

支援方法としては、離婚や財産管理に関する法的手続のほか、弁護士が直接 DV の現場に赴き、暴力行為を阻止する等、直接的に介入する場合もある。また、問題の解決にむけて、弁護士が被害者、加害者双方と接触を持ち協議を進める。現在まで、DV 防止管理法に基づく接近禁止措置を利用した事例は扱ったことがない。

⁶¹ ベトナム法律家協会は、法律分野の公務員(裁判官、検察官、司法省職員等)、研究者、弁護士等で構成される団体で、祖国戦線に加盟する「政治・社会・職業団体」の一つである。
<http://www.hoiluatgiavn.org.vn/content/view/39/98/lang.english/> (2012年6月23日閲覧)

⁶² CCLPHH には、無料ホットラインが設置されており弁護士 2 人が相談にあたっている。ホットラインの受理件数は、1日平均 10 件程度である。また、面接相談(リーガルクリニック)も行っており、1日あたり 3 人から 9 人の相談を受け付けている。相談の約 30% が DV 関連の事件である。

第 6 章 評価

今回のベトナムの DV に関する調査結果から、ベトナムにおける DV 施策を次のとおり、評価する。

ベトナムの DV 防止管理法は、①適用範囲に関して、配偶者間の暴力防止に限定する日本の DV 防止法とは異なり、広く家族間の暴力を対象としている点、②DV の定義に関して、身体的暴力や精神的暴力にとどまらず、名誉棄損や性的暴力、経済的暴力等を含む 9 項目にわたる定義を行っている点が評価できる (3.2.1)。

しかしながら、すでに詳細に述べてきたように、ベトナムでは、憲法および 2006 年に制定されたジェンダー平等法により、両性の平等が謳われ、男性と女性は社会と家族生活のすべての分野において平等であり、ジェンダー差別は根絶されるべきものと規定されているものの、他方で、家族の価値を強調する「ハッピー・ファミリー」キャンペーンのもと、社会の基礎となる家族における女性の伝統的な役割分担を肯定する政策が打ち出されている。DV 施策においても、このようなジェンダー平等と伝統的な家族の価値との融合政策がとられている点は問題である。

すなわち、ベトナムでは DV を根絶すべき社会悪の 1 つと捉えながら、同時に家族の価値に意義を置くことから、DV 対策の基本理念において、ベトナムの善良な伝統的および文化的な慣行に沿って、家族の価値・カウンセリング・和解に関するコミュニケーションや教育に特別な注意を払うことが規定されている (DV 防止管理法 3 条)。そして、この理念は、実際の DV に対する対応策において具体的に示されている。DV の被害者をシェルター、あるいは「信頼できる場所」において保護するとともに、他方で被害者の支援にあたる者が、同時に加害者への対応も行い、カウンセリング等により被害者と加害者、家族間の調整を行い、「和解」による解決を目指すことが多く行われている実態がみられる。

実際に、我々がジェンダー開発研究センターで実施した聞き取り調査においても、人民委員会等の地域のリーダーや「信頼できる場所」によって保護された DV 被害者の 85% が、そのような手法により解決したとの報告がなされ、また、シェルターに保護された被害者のほとんどが、4 か月間のシェルターでの保護のあと、加害者のいる自宅や同じ地域内の実家に戻っており、離婚率は 30% にとどまっているとも聞いた。

「和解」による解決がこのように高い数字を示していること

は、ベトナムにおける DV 政策が、DV の背景には歴史的に形成された男性と女性との間に不平等な関係があること、および DV がジェンダーに起因する暴力であることといった DV に関する基本的な理解を欠いており、伝統的な家族の価値を重んじるものであるために、力関係のもとで弱い立場に置かれている被害女性が、地域のリーダー等の有力者によるジェンダーの視点を欠いた対応によって我慢を強いられ、夫や家族のもとに戻ることを余儀なくされているという危惧を抱かせるものである。

また、ベトナムの DV 防止管理法の接近禁止等の制度は、3.2.3 で述べたように人民委員会による 3 日間の接近禁止、裁判所の決定による 4 月以内の接近禁止と極めて短期間であり、その有効性には大いに疑問が残る。しかも、今回の調査では、実際にこのような接近禁止等の制度が利用されたケースの報告は聞かされなかった。DV 防止管理法の施行後、時間があまり経過していないことも影響しているであろうが、接近禁止等の制度は活用されておらず、DV 防止管理法に基づく救済方法は、全体として、いまだに完全な履行がなされていないといえよう。

第 7 章 勸告

DV 防止管理法の評価を踏まえ、以下のとおり提言する。

7.1 ベトナム政府に対する勸告

勸告①

憲法およびジェンダー平等法に基づく両性の平等を達成し、ジェンダー差別を根絶することを目指す立場から、家族の価値を重視する「ハッピー・ファミリー」政策を見直し、DV 被害者の保護および人権保障を、家族の価値に優先するものとして位置づけること。

勸告②

DV 防止管理法および DV 施策において、DV はジェンダーに起因する暴力であることを明確に示す方針をとること。とりわけ、DV 防止管理法第 3 条 1 項を見直し、実際の運用においても、ジェンダーに配慮した扱いがなされるよう方針を徹底すること。

勸告③

DV 防止管理法を広く国民に普及すること。

勸告④

DV 防止管理法が定める救済方法をはじめとする、制度の完全実施を推進すること。また、その履行状況を定期的に調査し、監視すること。

勸告⑤

DV 防止管理法が定める被害者の救済方法をより強力なものに改善し、かつすべての被害者が公平にアクセスできる制度を整備し、国民が容易に利用できる救済手続とすること。

勸告⑦

人民委員会の被害者支援の担当者、および地域の「信頼できる場所」となる個人を、DV に関する正しい理解を持った専門家として育成するため、継続的な教育・研修を実施すること。

勸告⑧

DV 関連の予算を増やし、シェルターを増設し、また、全国各地に「信頼できる場所」の制度を確立すること。

勸告⑨

国連の「女性に対する暴力に関する立法ハンドブック」を参照し、DV防止管理法および関連法規の見直しを行うこと。

7.2 日本政府に対する勸告

外交政策において、女性の人権を一つの重要な問題として位置付け、日本とベトナムの両国におけるDV施策の現状と課題を明らかにし、両国のDV施策の発展のために必要な措置を講じること。

この報告書の執筆に関わったのは、ヒューマンライツ・ナウ
「女性に対する暴力プロジェクト」の以下のメンバーである。

【調査メンバー】

雪田樹理 後藤弘子 清末愛砂 豊田美由紀
大西陽子 福嶋由里子

【報告書作成にかかわった HRN インターン】
大西陽子

2012年9月



特定非営利活動法人 ヒューマンライツ・ナウ

Human Rights Now

〒110-0005 東京都台東区上野 5-3-4

クリエイティブ One 秋葉原ビル 7階

電話：03-3835-2110 Fax：03-3834-1025

E-mail：info@hrn.or.jp